

退職証明書

- ※ 離職票が発行されている場合は「失業給付についての問合せ」を添付してください。
- ※ 失業給付受給開始日より受給終了日までは健保の扶養にはなれません。
- ※ 失業給付受給終了後、扶養する場合はこの退職証明書は必要ありませんが、雇用保険受給資格者証のコピーを添付してください。

氏名 碍子 丸子

上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付をもって当社を退職したことを証明します。

あわせて、雇用保険受給のための離職票を発行して（ いる ・ いない ）ことを証明しま

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

事業主 ○○○○○○○○○○○○○

印